



# いんふあめーしょん

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2022  
12.20  
no.173

## Report

### 国連障害者権利条約 第1回日本政府審査報告について

子どもの人権連 事務局員／日本教職員組合 インクルーシブ教育部長 佐伯 安彦 1

### 国連障害者権利条約 第1回日本政府報告における課題

東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員 一木 玲子 3

### 第21回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

#### ① 2020年度「日本語を母語としない親子のための

#### 多言語高校進学ガイダンス」報告

日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス実行委員会 7

#### ② オンライン、外国につながる高校生・大学生「進学体験交流会」

認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(Me-net)

オルタボイスフェスタ実行委員会 13

#### ③ 「復興を生きる若者たちからの提言—これからの10年を考える—」

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター 17

## World trends

### Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2022.7～2022.10)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 19



# 国連障害者権利条約 第1回日本政府審査報告について

子どもの人権連 事務局員／日本教職員組合 インクルーシブ教育部長  
**佐伯 安彦**

8月22日～23日、国連障害者権利委員会（以下 権利委員会）による日本政府への初めての審査が行われ、9月9日には審査報告（総括所見）が公表された。日本からは、障害者当事者をはじめとした関係団体、日弁連、NGO、国会議員等全9団体（約100人）が参加し、権利委員会の委員からは、「歴史的な出席者の数だ」と歓迎の意が述べられた。委員の構成は18人で、そのうちの17人は障害当事者であった。（このことは条約 第34条4項に、委員の選出について、ジェンダー・バランスと障害のある専門家が参加することが書かれている）メディアの関心も国際的に高く、日本からの参加者には同行した記者も複数いた。委員からの質問は多岐にわたっていた。相模原事件についての質問や、19条「自立した生活及び地域社会への包容」・24条「教育」についての質問が多く、委員の関心の高さが伺われた。



## ●建設的対話①(8月22日 15:00～18:00 日本時間 22:00～25:00)

- 1条～20条までについての委員からの質問に政府（内閣府・外務省・法務省・文科省・厚労省・総務省・国交省）が答弁。

### 《政府答弁後の委員からの意見》

- 日本政府の言うインクルーシブ教育システムの定義には、特別支援学校が含まれている。特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもの数は増加の一途をたどっている。分離教育からインクルーシブ教育へのパラダイムシフトが遅れている。通常学級での合理的配慮は限定的である。

## ●建設的対話②(8月23日 10:00～13:00 日本時間 17:00～20:00)

- 21条～の政府答弁で、24条（教育）の文科省答弁では就学先決定について「本人・保護者の意思で決まっている」と現実とかけ離れた答弁をし、会場は騒然となった。最終的には「本人・保護者の意見は最大限尊重するが、どこの学校に行くかは、学校を設置している自治体の判断で決まる」と回答した。

## ●建設的対話の最後に

全体的に日本政府の答弁は、法律を提示し、それをもとに日本は適切な取り組みを行っているといっ

た答弁が多く、委員から「回答になっていない」という指摘や、会場からも不満の声が上がっていた。委員は、事前に提出された「パラレルレポート」を読みこんで日本の状況をよく把握しており、質問・意見に関しても的確であった。

閉会時にキム・ミヨンさんが涙ながらに語った閉会の挨拶が印象的であった。

締約国として検討するいくつかの重要な課題として、「パリ原則に基づいた独立した人権監視制度および障害者の人権侵害に関する救済制度の不在等が見いだされました。」「日本の障害者と市民社会によるパラレルレポートが示す日本の障害者の実際の状況と、政府報告書に大きなギャップが見られる。私たちは、これらの分野での救済に迅速にとくむための具体的な改善策を見出さように、締約国である日本に強く求めます。」「締約国である日本は、アジア太平洋地域の障害者の平等と権利に向けた国連 ESCAP による『第 2 次障害者の十年』を主導してきた世界のリーダーです。権利条約の完全実施によって日本が主導的な国であり続けることを希望しております。」

キム・ミヨン（障害者権利委員会副議長）閉会挨拶より抜粋

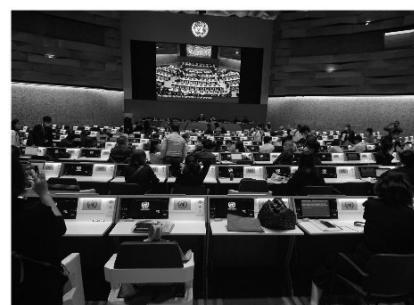
### ●国連障害者権利委員会から日本政府への総括所見（19 条・24 条抜粋）

- ・障害のある子どもの各種施設収容が継続され、家庭及び地域生活を奪っている。また、精神科病院における精神障害者の無期限入院の継続に懸念を示し、障害児を含む障害者の施設収容を廃止する。精神科病院に入院している障害者の無期限入院をやめること。（19 条関係）
- ・「分離された特別教育」の存続や、障害のある子たちにとって通常の環境での教育がアクセスしにくいものになっていることを懸念し、「分離された特別教育」をやめる目的で特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。（24 条関係）
- ・普通学校が障害児の入学を拒否することを許さない「非拒否」条項と方針を打ち出し、特別支援学級に在籍する子どもが、通常学級で学ぶ時間を週の半分以内にとどめるとした「4.27 文科省通知」の撤回を求める。（24 条関係）

※ 19 条・24 条ともに語尾に *urges* 「強く促す」「強く要請する」という英語が使われており、勧告より強い表現が使われた。

### ●総括所見後の文科省の対応

9 日の総括所見公表の後、13 日に永岡文科大臣は、記者会見で「特別支援教育の中止は考えていない。」「通常学級で学ぶ時間を制限する通知（4.27 文科省通知）の撤回も考えていない」と述べた。政府は条約に法的拘束力はないとしているが、条約の遵守は日本国憲法 98 条 2 項や、ウィーン条約第 26 条に掲げられており政府の誠実な履行が求められる。





# なぜ、国連は特別支援教育の中止を勧告したのか

—「分離した場で手厚い支援を」から「同じ場で手厚い支援を」へ—

東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員

一木 玲子

## 1 はじめに

今夏、スイス・ジュネーブの国連本部で、障害者権利条約第1回建設的対話（日本審査）が開催されました（2022年8月22日、23日）。その結果として出された総括所見で、障害者権利委員会は、「障害のある子どものインクルーシブ教育の権利を認めること」、「あらゆる教育段階で合理的配慮や必要とする個別の支援を確保し、それを実現していくために国の行動計画を策定して採用すること」を強く求めました。そのために特別支援教育の中止を求めたことが現場に不安や混乱を与えていたようですが、ここでは、国連はなぜこのような勧告を出したのか。そして、それをどのように実現するよう求めているのか、総括所見の内容を紐解きながら紹介します。

## 2 なぜ国連は、特別支援教育の中止を勧告したのか

まず、国連障害者権利委員会は、なぜ特別支援教育の中止を勧告したのでしょうか。建設的対話の日本政府と権利委員の質疑応答を見ると、2つの側面から行われたことが分かります。

ひとつは、条約の定義しているインクルーシブ教育と日本の特別支援教育が同じ方向を向いていないからです。条約では、障害のある子どもへの合理的配慮や個別支援を障害のない子どもと同じ普通学級ですることをインクルーシブ教育と規定しています。一方、日本の特別支援教育は、それら手厚い支援を、特別支援学校や特別支援学級、そして通級指導という、普通学級とは分けた場で行うように組み立てられています。つまり、「支援を分離した場で行う」特別支援教育から、「支援を普通学級で行う」インクルーシブ教育へと移行するよう求めているのです。分離した場で行われていた手厚い支援が普通学級に在籍したらなくなるというわけではありません。普通学級に、障害のある子もない子も、安心して学べる環境を整える事。普通学級で、障害のある子に必要な合理的配慮や個別支援が保障されること、これがインクルーシブ教育の体制です。つまり、「分離した場で手厚い支援を」する特別支援教育から「同じ場で手厚い支援を」するインクルーシブ教育への移行を求められたということです。

もうひとつ、建設的対話で印象的だったことがあります。リトアニアのラスカス権利委員は、19条の地域生活と24条のインクルーシブ教育は繋がっていることを強調していました。「障害児を分離する学校は、障害児を分離する社会につながる」、「分離教育は分離した社会を生む」、「インクルーシブ教育は共に生きる社会の礎」などなど。ラスカス委員は、建設的対話の開会のあいさつで、日本が分離教育をしているのではないかと懸念していると言い、続けて津久井やまゆり園事件に言及しました。津久井やまゆり園事件は、能力主義と優生思想が社会に蔓延している結果ではないのか、だ

としたら、それは早急に解消しなくてはならない、そのためには分離教育からインクルーシブ教育への移行が必要であるということです。

### ③ 勧告が示す具体的な道筋（ロードマップ）

#### 【1】 長期計画 —インクルーシブ教育への段階的移行—

では、インクルーシブ教育への移行はどのようにすればいいのか。24条に関する総括所見の特徴として、最初にめざすべき目標やビジョン、そしてそのためになすべきことが明確に書いてあり、非常に分かりやすい設計図（ロードマップ）をもらったような気分になります。それらを、長期、中期、短期に分けて紹介していきます。

まず、条約に批准をした日本が進むべき学校教育の方向性、これは障害者権利条約に書かれているインクルーシブ教育であることは批准国として当然です。それを確認するために、「インクルージョン」「インクルーシブ」などの条約に書かれている言葉を正しく翻訳をすること（8(d)）がまず求められています。そうすると、条約に書かれているインクルーシブ教育とは、排除、分離、統合（インテグレーション）とは異なるので、分離教育を含んでいる現行の特別支援教育を中止せざるを得ない。そこで、保育、幼稚園から全ての学校段階で、「インクルーシブ教育に移行するための具体的な達成目標、期間、予算をともなった、国家行動計画を採択すること(52(a))」を求められています。すぐに特別支援学校や特別支援学級を廃止することは混乱を招くので、段階的に縮小・廃止し、代わりに普通学級で障害児が学べる体制を準備し充足させていく。これが、長期計画にあたります。

#### 【2】 中期計画 —インクルーシブ教育のための法令改正—

インクルーシブ教育に移行するということは、法令改正も伴う。これを中期計画とすると、勧告には、①医学モデルである法令や規則を見直して社会モデル、人権モデルのものに改正する（8(b)）、②すべての障害児に対し合理的配慮を保障する（52(c)）ための法設置や予算措置をする、③教職員にインクルーシブ教育の研修を確保する、障害の人権モデルに関する意識啓発をすること（52(d)）、また、④高等教育に関しても、大学入試および学習プロセスに障壁があるのでそれに対処する国レベルの包括的政策の策定（52(f)）が求められており、これは知的障害の学生も含まれるものです。

具体的にみると、①としては、特別支援学校や特別支援学級の教育目標が規定されている学校教育法72条と81条や、特別支援学校就学者の障害の基準が規定されている学校教育法施行令22条の3が該当する。②は例えば、教員を障害児の在籍する普通学級に配置するための教職員定数法の改正も含まれるし、合理的配慮の予算を自治体に主要に任せのではなく、文科省による予算措置が必要になる。③は教員の養成、採用、研修の一連の流れに、社会モデル・人権モデルの理解から、インクルーシブ教育を具体的に実践できる内容が求められる。④は、入試や大学生活の合理的配慮の保障はもちろん、現行の大学入試は記憶知識に偏重しているために、知的障害のある生徒を実質的に排除していることも問題にしている。イタリアでは、ダウン症の学生が大学を卒業しているし、海外では知的障害のある学生が多く大学に在籍している（「知的障害の若者に大学教育を」（米・欧・豪・韓9か国20大学の海外視察から）ゆたかカレッジ・長谷川正人著）。日本も、知的障害のある生徒が大学に入学するための国の方針が求められています。

### 【3】短期計画 一差別事象の救済と解消—

そして、喫緊にすべき短期計画として現在の差別事象の解消が挙げられます。①障害児が普通学校に就学することを拒否できない非拒否条項を整備すること(52(b))、②特別支援学級籍の児童生徒は週の過半数時間を特別支援学級で学習することを規定した2022年4月27日文部科学省通知を撤回すること(52(b))、通常学級において、点字、Easy Read、手話などの使用を保障すること、ろう文化を推進すること、盲ろう児のインクルーシブ教育を保障すること(52(e))が求められています。①は、現行の就学先決定のしくみでは本人・保護者の意見を最大限尊重することになっているが、実際には、教育委員会に特別支援学校や特別支援学級を強く勧められて普通学級を選べなかったり、それ以前に、そもそも普通学級に就学することができることの説明がないことがある。地域の学校の普通学級を希望した医療的ケアのある子どもと保護者の意向を川崎市教育委員会が拒否したため、裁判にもなっている。これらの状況をまずは救済し、普通学級を希望しているならば就学できるようにすることがインクルーシブ教育に移行する第一段階。また、②の通知は、特別支援学級で週半分過ごさなければならない、通常学級で過ごしてはならないという分離教育を強めるもので、廃止するよう求めていました。③は、ろう者、視覚障害者の点字や手話を普通学級で用いてコミュニケーションを保障すること、Easy Readという分かりやすい表現を用いた教材を作成すること、盲ろう者のインクルーシブ教育を促進することなどです。Easy Readとして思い浮かぶのは、兵庫県芦屋市の小学校で作成されていた「アシスト教材」で、知的障害のある子どもが普通学級の国語の授業で他の子どもと一緒に音読できるように、その教材をその子の目的に合わせて改編したものである。その子はその時はひらがなを読む練習をしていたので、教材の中のひらがなのー文を読むことを目標とし、そのー文を強調して表現して本人が読みやすくし、その他の文章は内容が理解しやすいように簡易な表現で書かれ挿絵が多くしてあった。これは今後の学力差がある子どものインクルージョンの際の教材作成に参考になると考えます。

## 4 建設的対話における文科省の見解

### 【1】「インクルーシブ教育が進展している」？

文科省特別支援教育課長は、日本はインクルーシブ教育が進展しているという見解を複数回発言しました。その理由として、通級による指導を受けている児童生徒の増加を挙げています。ただ、通級指導を受けているのは主に発達障害の子どもであり、発達障害以外の障害のある子ども（学校教育法施行令22条の3）の普通学級の在籍は増えていない。これに関しては、モンゴルのドンドフルジ委員から、「分離された環境で教育を受ける子どもの数がかなり増えているようにみえます。」と、分離教育を受けている子どもが増えていることをデータと共に反論されている。日本ではインクルーシブ教育が進んでいないこと、定義を間違って捉えていることが明らかにされました。

### 【2】「知的障害のある子が特別支援学校を選んでいる」？

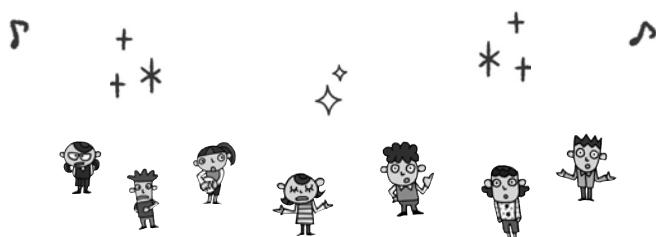
同じく課長は、日本は合理的配慮に力を入れているが、合理的配慮で特別支援学校を選ぶ当事者を全面的に減らすことは困難であると答えています。

「我が国では、小学校より中学校、中学校より高等学校の段階で特別支援学校を選ぶ当事者が増えている。その選んでいる当事者の9割は、知的障害のある子どもである。次に選ばれている理由を述べる。知的障害児にとっては、健常児と同じ学習内容を理解することは、だんだん困難になってくる。一方、発達に応じた教育を行なう特別支援学校では、知的障害児も積極的に発言しリーダーシップを發揮することができる、こういった理由から選ばれている。そういう状況ではあるが、文部科学省では、引き続き、インクルーシブと合理的配慮を一層充実させていく。」

このように、特別支援学校の在籍者数が増えているのは、知的障害のある子どもが選んでいるからであると説明しており、だから特別支援学校は必要であるとしているが、ここでは、知的障害のある生徒は高校入試で高校から実質的に排除されていることには言及していません。また、「合理的配慮で特別支援学校を選ぶ当事者を全面的に減らすのは困難」と言っているが、知的障害や学力差がある子どもが一緒に学ぶための合理的配慮の一つであるモディフィケーション（教材や評価基準、達成課題の変更・調整）にはとりくまないのであろうか。海外の先進国を見ると、モディフィケーションを用いて学力差のある子どもたちが同じ教室で学んでいます。これを行うことで、知的障害児のインクルーシブ教育ができるのです。（参考：アダプテーション（適応措置）とモディフィケーション（カリキュラム修正措置）（一木玲子『分けないから普通学級のない学校－カナダBC州のインクルーシブ教育』（2015））

## おわりに

画期的な総括所見は出されたが、建設的対話の発言を見ても、その後の大蔵の見解においても、文科省は総括所見に沿った教育政策の転換を実施する用意はないようです。この総括所見は、就学前、義務教育だけでなく、高校、大学でのインクルーシブ教育への移行にも言及しているので、学校教育全体の改革を迫る提言です。子どもの権利条約では再三にわたって学校が「過度に競争的」であるのでは正を求められてきたが、日本政府はそれに応えてこなかった。そのツケが今回の障害者権利条約の総括所見にも表れたといえます。日本の学校教育が、国際人権から大きく後退していること、学校教育制度が分離教育であり差別的である弊害が子どもたちに及んでいることを我々は自覚しなければならないでしょう。





# ① 2020年度「日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス」報告

日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス実行委員会

実行委員長 角田 仁

## ① 進学ガイダンスのこれまで

東京における「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」（以下「高校進学ガイダンス」）は、2020年で20年目を迎えた。

1980年代後半から、いわゆるニューカマーの外国人の来日と定住が年々増加する傾向が顕著になった。この30年あまりの間、社会状況による波はあったものの、ほぼ一貫して増加してきた。ただ、20年度については、新型コロナウィルスの世界的な大流行により国際間の人の移動が制限され、初めて外国人人口が減少することとなった（法務省統計によると、19年度6月末時点では約346万人であった外国人人口が、20年6月末では295万人となっている）。しかしながら、この減少は新規入国者と短期在留者の減少によるものであり、中長期の在留者はむしろ増加している（約283万人から約289万に増加）。すなわち新型コロナウィルスの流行という未曾有のできごとの中でも、日本社会における外国人人口の増加と定着という流れは変わっていないということである。

こうした状況の中で、学齢期の子どもたちの数の増加という傾向も変わっていない。80年代までは、在日コリアンの子どもたちを除けば、学校現場にはほとんど外国人の子どもたちの姿はなかったが、次第に多くの学校に外国ルーツの子どもたちが在籍するようになり、今やそうした子どもたちのいない小中学校はむしろ珍しくなっているといっても過言ではない。

しかし、日本の学校現場では経験したことのなかったこうした状況への対応は極めて遅れている。このことは1990年代から現在に至るまでそれほど変わっていない。そのため、こうした子どもたちの教育は十分に保障されているとは言いがたいのである。これらの子どもたちは日本語のハンディに加え、母国での教育内容と日本の教育内容との相違、日本の学校制度に関する理解の不足、日本の学校の受け入れ態勢の不備などが原因で、日本の学校制度からはじき出されているケースも多い。実際、正確な統計はないものの、文科省の統計（学校基本調査）から推計される「日本語指導の必要とされる児童・生徒」の高校進学率は、児童・生徒全体の進学率に比して、相当低いとみられている。また、2018年文科省が行った初めての高校生対象の調査では、なんとか高校進学を果たした子どもたちでも、一般的の日本人生徒に比して退学率が非常に高く、また反対に上級学校への進学率は大変低くなっていることが明らかになった。

こうした状況への危機感から、教員や子どもを支援しているNPOなどの団体や支援者が中心となり、東京では2001年に初めて「高校進学ガイダンス」が開催された。以来、20年間にわたって途切れることなくガイダンスを実施してきた。

- 発足当初のガイダンスは開催回数も参加者も少なく、小規模なものだったが、年々参加者は膨れ上がってきたため、現在は都内各地で複数回開催するまでになった。参加者数も、19年までは毎年増加を続けていた。ガイダンスの主催者は、最初はほぼ個人の有志で運営していたが、途中から都内の各地域で活動する団体で構成した実行委員会形式を取るようになっている。構成団体の意思疎通とガイダンスの内容の検討、問題点の抽出と改善方法の提案などのため、年3回ほど実行委員会の定期会合を持っている。

● 構成団体および講演・協力団体については、**<別紙1>**を参照願いたい。

#### ■別紙1>

##### ● 主催：後援等

■日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス東京実行委員会が、これまでと同様に、主催・実施をしている。実行委員会は、各地域の支援団体等から構成されている。

■構成団体：認定NPO法人 多文化共生センター東京  
公益財団法人 武蔵野市国際交流協会  
特定非営利活動法人 八王子国際協会  
CCS/世界の子どもと手をつなぐ学生の会  
CTIC/カトリック東京国際センター  
特定非営利活動法人 IWC/国際市民の会  
OCNet/外国人と共に生きる大田市民ネットワーク  
一般社団法人 レガートおおた  
特定非営利活動法人 青少年自立援助センター  
特定非営利活動法人 西東京市多文化共生センター  
東洋大学 SPIRIT  
公益社団法人 新宿未来創造財団  
多文化共生教育研究会

■後援 東京都教育委員会／東京学芸大学国際教育センター 他

■賛同団体 東京都高等学校教職員組合／東京都公立学校教職員組合

## 2 2020年度のとりくみ

2020年度の高校進学ガイダンスは、新型コロナウィルスの流行という状況下で、どのように開催するかの模索から始まった。日々状況が変化していく中で、当初の計画通り実施することはほぼ不可能であった。

● 当初の予定では、19年同様1学期に3回、2学期に3回の計6回のガイダンスを開催する予定であったが、最初に開催することになっていた6月28日の文京ガイダンスは、会場を予定していた東洋大学が施設の貸し出しを中止することとなり、やむなく開催をあきらめざるをえなくなった。以降の5回のガイダンスも中止を含めて検討していたが、高校入試の実施についても大幅な変更が予想される中で、最も情報へのアクセスが困難な日本語を母語としない生徒にこそ、情報提供と相談の場が必要であることから、何としても開催するという決意のもと、どのようにしたら実施できるのか、会場毎

に実施方法を検討することにした。

文京ガイダンスが中止となったので、20年度最初の開催は7月12日（日）の武蔵野ガイダンス（武蔵野スイングビル）となった。武蔵野ガイダンスでは感染防止のため、完全予約制を取ることとした。また、密になることを避けるため、これまでのガイダンスで実施していた全体での説明や高校生の体験談は行わないこととし、個別相談のみを2回交代の入れ替え制で行うこととした。また感染防止のためスタッフや来場者には検温とアルコール消毒を行うとともにマスク着用を徹底し、スタッフはマスクの上からフェイスシールドも着用することとした。個別の相談ブースにはアクリル板を設置し、相談が終了したデスクと椅子はその都度スタッフが消毒することとした。



こうした幾重もの感染対策を取って、武蔵野ガイダンスは成功裏に実施することができた。この経験を踏まえ、他の4会場でも同様の対策を取ることとし、最終的には5会場で20年度のガイダンスを実施することができた。幸いにもガイダンス会場での感染の報告は上がっていない。

同じようにガイダンスを行っている他県の中には、20年度のガイダンス実施を見送ったところもあると聞く。そんな中で、1会場は中止せざるをえなかったとはいえ、何とか5会場でガイダンスを実施することができたことは、私たちとしても大きな成果だと考えている。しかしながら例年と大きく違った形で実施したことにより、多くの課題も浮かび上がったことは事実である。

まず、完全予約制を取ったことにより、参加人数を抑えざるをえなかったことである。

19年の参加者数が子どもと保護者合わせて6会場で534人であったのに対し、20年度は5会場で235人にとどまった（参加者数については＜別紙2＞参照）。

#### ＜別紙2＞ 参加者数

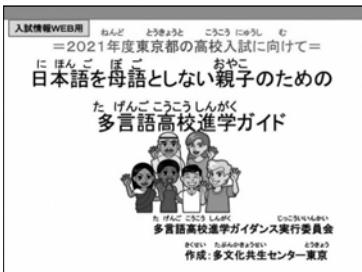
地域	子ども	家族等付き添い	見学者	スタッフ	参加者数計
文京〈中止〉					
武蔵野	28	34	0	40	102
品川	16	23	2	28	69
大田	14	20	4	21	59
八王子	19	23	1	36	79
新宿	25	33	9	53	120
計	102	133	16	178	429

19年の5割以下である。予約の段階で定員に達していたため断らざるをえなかった方がいたのに加え、言葉のハードルなどで電話予約をためらった方も相当数いたのではないかと考えられる。19年だったら参加できていた方たちが参加できなかつたことにより、本来必要とされる情報が行き渡らなかつたのではないかということが懸念された。

- 2つめは19年まで行っていた全体説明や高校生の体験談を行うことができなかっただことである（品川会場と大田会場では簡略な全体説明を行った）。特に高校生の体験談は、これから受験の壁に立ち向かおうとする受験生にとっての大事な勇気づけとなってきたので、これを行うことができなかっただのは非常に残念であった。
- 数回ガイダンスを行ううちに、こうした課題が浮かび上がってきたので、新しい試みも行うこととした。特に力を入れたのは、ウェブを活用した試みである。前述したように、会場に来ることができなかっただる受験生がいることが想定されたので、そうした人にも必要な情報を得ることができるように、いつも全体会で説明している内容をホームページにアップロードして、誰でもダウンロードできるようにした。このウェブ版では、日本語版の他に英語版、中国語版も作成した。ウェブ版を作成して良かったことは、20年度は特に、コロナの影響で東京都の高校の受験スケジュールや出願の方法が未定であり、年度途中で変更されることも多かったが、すぐに対応して修正することができたことである。ウェブ版のダウンロード数は1000回以上になり、予想以上に反響が大きかった。ただ、予算や時間の制約があって英語版、中国語版以外の他の言語については作ることができず、その点では課題を残した。（ウェブ版の表紙は＜別紙3＞参照）。

### ● <別紙3> ウェブ版進学ガイド

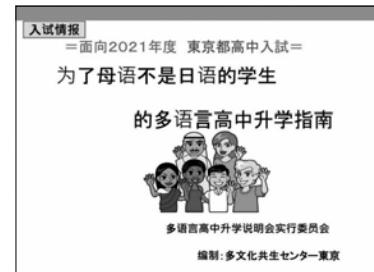
#### ● 日本語版



#### ● 英語版



#### ● 中国語版



- このように例年とは違った対応を取った20年の高校進学ガイダンスであるが、参加の傾向については、この数年間と同じ特徴が見られた。参加者数については前述したように完全予約制とした関係で大幅に減ったが、各会場の予約については多くの問い合わせがあった。これは、19年度から東京都教育委員会が都内各中学校にガイダンスのお知らせを送付していることと、ガイダンス自体の認知度が上がっていることの影響と考えられる。また、国籍別の参加者をみても、20年度の参加者の出身国は18ヶ国に上っており、19年度の23ヶ国からは減ったものの、多国籍化の傾向は続いている。

### ③ 子ども・若者の参加

近年は、ガイダンスに参加した後に高校へ進学し、大学生・社会人になったOB・OGが積極的にスタッフとして力を貸してくれるようになっている。残念ながら20年度はこのガイダンスにかつて参加した高校生による体験談の発表はできなかつたが、通訳やスタッフとして関わる若者が増えている。特に通訳として働いてくれるOB・OGは、自分たちが最近の高校受験の経験者でもあるので、的確な訳とアドバイスをしてくれる例が多く、大変力になっている。先に述べたウェブ版の作成においても、中国語版への翻訳はインターンとして活動に参加しているOBが担当してくれた。

また、ガイダンス発足の時から主力メンバーとなっている「CCS／世界の子どもと手を結ぶ学生の会」や、8年前から実行委員会に加わった「東洋大学スピリット」は、いずれも大学生が自主的に運営している団体で、若者の視点から運営への貴重な意見や提案をするとともに、当日はスタッフとして運営の主たる担い手となっている。

また4年前から進学ガイダンス実行委員会も協力して実施している「高校生のための進路ガイダンス」も、今年はコロナのために1回の開催にとどまったが、20年度も高校生自身の企画もガイダンスの中に取り入れている。

このように当事者としての子ども・若者にさらに活動に積極的に加わってもらうことにより、子どもたちの社会的な活動への契機とともに、このガイダンスの活動の継続と活発化を図っていきたいと考えている。

### ④ 今後の課題

20年度、コロナの影響で外国人人口は一時的な現象を見たものの、長期的には外国人人口の増加が予想されている。また、すでに2000年代より明らかになっているところだが、来日外国人の定住化の傾向も一層進むことも予想される。定住化し、日本で生活していく外国ルーツの子どもたちの教育問題、一層深刻になってきており、文部科学省などもようやくこの問題へのとりくみを本格化し始めたところである。こうした中で「高校進学ガイダンス」の役割も、さらに重要度を増していくと考えられる。

しかしながら、ガイダンスの開催にかんしてはこの10年ほどのあいだ、継続的に課題となっていることがある。まず運営に関わるメンバーの不足である。実行委員会は多くの団体から構成されているが、基本的にボランティアとしての参加である。ガイダンスの運営を実質的に担っている外国人支援の団体は、外国人人口の増加と問題の多様化により業務が飛躍的に増えているが、財政的な問題もあって、スタッフの増員が難しい。学校が多忙化する中で、相談とアドバイスを担当している中・高の教員は、土日もクラブ活動や生徒引率などの仕事が増えており、ガイダンスで活動することが難しい。少しずつではあるが、ガイダンス参加者の中から育ってきたOB・OGがNPOでボランティアやインターンとして活動はじめているので、彼らにガイダンスの運営にも関わってもらうようにしていかなければならない。

また多国籍化・多言語化に対応する通訳の確保も引き続き大きな課題である。20年度は5会場

- で延べ12言語の通訳を用意したが、特に少数言語の通訳の確保には例年大変苦労している。
- 課題の最後は財政的な問題である。このガイダンスは完全に自主財源（実行委員会参加の各団体からの拠出金、参加者からの資料代、子どもの人権連などからの助成金）で運営されているが、20年度はコロナ対策のため、フェイスシールドやアクリル板、アルコール消毒液などの例年にはない出費がかさんだ。21年度もおそらく感染対策は必須であると思われる所以、この財源をどう確保していくかは大きな課題となっている。





## ②オンライン、外国につながる高校生・大学生 「進学体験交流会」

認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(Me-net)

オルタボイスフェスタ実行委員会 高橋 徹

### 1 「コロナ禍」で中止！

オルタボイス企画は、毎年6月の「オルタボイス交流会」、11月の「オルタボイスキャンプ」を通して、外国につながる子ども・若者たち（小学生から高校生、高卒後の若者）の交流を行ってきました。そしてその集約として年度末の3月「オルタボイスフェスタ」は、スピーチ、歌、劇、展示、トークなどの方法で「声」を発信してもらおうと企画されました。人と人との出会いと交流が基本となる活動であることから、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で2020年3月のフェスタは、やむなく中止をせざるを得ませんでした。

### 2 「フェスタ」に変わる「声」の発信はできないか？

2020年6月の「交流会」は中止、しかし「フェスタ」は実施の方向で望みをかけて7月には、フェスタの会場を仮予約しましたが、その後も新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらず、11月の「キャンプ」も中止に追い込まれました。年が明けても2021年3月のフェスタも実施はむずかしい状況が続いていました。2021年1月11日、大人達や、オルタボイスフェスタを担ってきた卒業生達により、オルタボイスフェスタ実行委員会を行い「2021年3月のオルタボイスフェスタ」も中止はやむを得ないことを決定するに到りました。

「フェスタの代わりになる行事を何か出来ないか」オルタボイスフェスタの卒業生を中心とする若者たちのグループ「多文化ユースプロジェクト」で検討してもらうことになりました。そこで提案されたのが、オンラインによる「オルタボイス進学体験交流会」です。2月初旬ME-net理事会にて、3月28日に実施することを承認。「多文化ユースプロジェクト」と「NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net)」の共催で実施することになりました。

ゲストスピーカーとして、外国につながる高校生3・4年生（合計5人程度）、大学生・短大生・専門学校生（合計5人）をお願いし、それぞれの進路選択の体験をオンラインで語り合ってもらい、それを高校生に聞いてもらおうというものです。

### 3 語られた体験

2021年3月28日（日）当日、全体で50人ほどの参加者。予定していたゲストスピーカーの大学生数名が当日参加できなくなったことや、高校生の事前の申し込みが50人だったのに当日参加者が半分以下になったとはいえ、急ごしらえの企画としては思った以上の成果でした。当日参加の内訳

- は、ゲストスピーカー 7 人内訳は、高校 3 年生 5 人（中国 4、バングラディッシュ 1）、大学生 2 人（中国 1、フィリピン 1）、スタッフや支援者 20 人程度。視聴者である高校生の参加は 20 人程度。参加者のルーツは申しこみ時点では中国、フィリピン、ネパール、ベトナム、インド、ペルー、スリランカ、イラン、ナイジェリア、イギリスなど。
- 以下当日語られた体験をいくつか紹介します。

### 【1】日本語をどのように習得したか？

真っ先に出てくる発言は、日本語の習得に関するものでした。「日本語がわからなかったとき、自分の気持ちが伝えられず辛かったです」

日本語の習得には「マンガやアニメ、ドラマを見て覚えた」という方法をとる者もいれば、「私は、アニメは見ませんでした。もっぱら日本語のテキストを使って独学した」という者もいました。「日本にきたばかりは中学校に通いました。日本人の友だちが声をかけてくれて友だちになりました。日本語の先生はいなかったので、日本人の友だちが教えてくれました。男の子達からは、悪口（悪い言葉）をいっぱい教えられました」間違えることを恐れず、日本人の友だちに話す。そうすると笑いながら、間違いを正してくれる」「コンビニでアルバイトをして覚えた」という答えもありました。「日本に来たばかりの時は、高校に入る前にフリースクール（民間の学習教室）に通って日本語を勉強しました」高校で「日本語能力試験」をうけることを目標にがんばったという者もいました。

### 【2】どうやって大学を選んだか？

「日本語を教えたい」「通訳になりたい」「日本に来たばかりの子どもたちの支援をしたい」「コンピューターのプログラムの仕事をしたい」「薬剤師として病院で働きたい」そんな夢を抱きながら、学校選び、進路選択。

「正直に言っていいですか？ 学食がめちゃおいしかったので気に入りました」

上級学校の入学金や、学費の捻出も大きな課題として語されました。「親が理解して準備してくれた」「親が半分、アルバイトをして半分」という人もいました。

### 【3】奨学金の対象からはずされている若者の声も

「自分のビザ（在留資格）は『家族滞在』なので奨学金を利用できないんです」と、進学先での学費の工面に困難をかかえている者からの声です。どうしてこのような声が出てくるのか、背景をご説明します。外国籍の学生には所持する在留資格によって、奨学金を利用できる者と、奨学金の対象からはずされている者たちがいるのです。たとえば、ネパールや中国からやってきた者たちで、親が料理店のシェフは「技能」という在留資格で働いていて、その子どもたちは「家族滞在」という在留資格になります。また、たとえば在日大使館の従業員の子どもたちは在留資格「公用」ですが、「家族滞在」と同様で、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、これらの若者たちを奨学金の対象として認めていません。文科省や JASSO 側は、「日本に今後も在留を続ける事が見込まれず、返済の見通しが立たないため」と説明してきましたが、「給付型奨学金」

もこれらの在留資格の者は対象から外されています。これらの在留資格で滞在する者も、高卒後は就労可能な在留資格に変更できるようになってきており、ほとんどの卒業生が日本で生活を築いていくことを望んでいるのにもかかわらず、文科省・JASSO 側は運用の変更を考えていません。そのため、外国籍の高校生の中には、経済的な理由から進学を断念するものもいます。この在留資格による奨学金の運用の差別は、日本の制度上の問題であり、日本社会で解決しなければならない課題です。

#### 【4】入試をどうやって突破したか？

指定校推薦、AO 入試（自己推薦）、一般受験などさまざまな入試制度。  
大学に入るもっとも適切な方法は？早めに何をしたらいいですか？「指定校推薦が一番いいと思います。一番楽な方法だと思います。高い目標があるなら一般入試もいいです」「英語検定や日本語能力試験はやっていた方がいいです。多くの大学がこの 2 つをよく見ます」「指定校はいいですが、大学によってはないところもあるので、私は AO で受験をしました」「高校時代にいろいろな資格を取った方がいいと思います、私は英検、日本語能力試験、漢字検定など、検定試験にチャレンジしました」

「入試に向けてどんなサポートがほしかったですか？」という質問に対して、複数の者は「志望理由書の作成を手伝ってほしい」「面接の対策・練習をしてほしい」と答えています。これはどちらも日本語の高度な習得が無ければ対応できないからです。

「志望理由書は時間がかかるので、早めに準備した方がいいです」「私は 8 月に入ったら志望理由書の準備を始めました。大学のホームページを見ながら、やりました。先生に添削してもらって、文章の順番や、文法を直してもらいました。1 ヶ月以上かかりました。それが終わったら面接の準備でした。面接の準備はめちゃめちゃ大変でした。面接の準備も 1 ヶ月ぐらいかかりました。」

「コロナ禍」に受験した者からは、「「コロナ禍」のおかげで、面接試験が省略され、ラッキーだった」という声。一方コロナ前に入学した先輩からは、「先生が、『面接の練習をしよう』と声をかけてくれて、何度も面接の練習をしてくれました」

#### 【5】大学生活は？

「大学に入っても体育の授業があつてびっくりしました。でも体育の授業で友だちができて楽しかったです」

先輩達からは、「コロナ禍」での大学生活について報告がありました。「オンライン授業が続きました」

薬学部に進学した者から「講義はオンラインです。大学に入学してから実験を一度もやっていません。先生が実験のようすを撮影したビデオを流して、それを見てレポートを書きます」

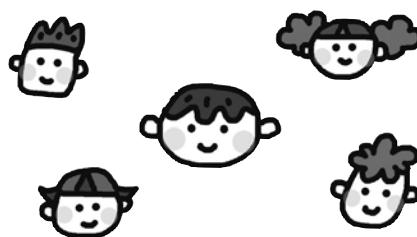
## 【6】後輩達へのメッセージ

「高校3年生になって、受験準備の間、ストレスの発散が大切です。私は親に悩みを話したり、話しやすい先生と話したり、友だちと話すことでストレスを発散しました」

「過去と他人は変えられない。変えられるのは未来の自分だけだ」日本語の先生から教わったという心に残る言葉や、「とにかく夢をあきらめるな」というそれぞれの思いを後輩達に伝えました。

## 4 学校の友人や地域社会に見守られてきた

事前準備から当日の司会進行、運営すべてを「多文化ユース」の大学生・院生が担ってくれました。司会に当たった先輩も同じ道を歩んできたから、日本の学校で学ぶことの大変さや、「外国つながりであることの利点」をよく心得ていて、要領よく「話」を引き出してくれました。また、ゲストスピーカーもしっかりと準備してきてくださいました。発せられる言葉の端々には、彼・彼女らを温かく包んで見守ってきた、学校の先生、日本人のクラスメイト達、アルバイト先、地域のサポート教室の存在を感じることができました。





## ③「復興を生きる若者たちからの提言 -これからの10年を考える-」

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター

### 1 はじめに

2021年3月11日をもって、東日本大震災から10年を迎えた。子ども・若者支援の現場では、いまだ震災の影響があると言われ、それを示すデータも少しずつ報告されている。阪神淡路大震災では、発災から20年は当時の子どもたちを支援する必要性が指摘されてきた。より大きな規模の東日本大震災についても、少なくとも次の10年、私たちは子どもたち、若者たちとともにどのような支援が必要であるかを考える必要がある。

今回、一般社団法人東日本大震災子ども若者支援センター（代表 足立智昭 宮城学院女子大学教授）では、震災当時中学生・高校生で、親となった若者たちへのアンケート調査を実施した。その結果と、復興を生きる若者たちの語りを手がかりとして、東日本大震災から今日までの子ども・若者支援の現状と課題について、彼らとその支援者、ならびに行政関係者と共に議論し、これからの10年の支援のあり方について検討した。

なお当日は、コロナ感染症対策として、議論のすべてをYouTube上で配信した。

### 2 実施企画について

■日時：2021年3月1日

■場所：宮城県議会（〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号）

■日程

	日時	3月1日
9:00		
10:00		
11:00		
12:00		
13:00		開会の挨拶／調査報告
14:00		Project Mから報告
15:00		支援団体、行政から報告／質疑応答
16:00		閉館の挨拶

■当日参加者：310人

■企画協力：一般社団法人 東日本大震災子ども・若者支援センター、東洋大学福祉社会開発研究センター、特定非営利活動法人 チャイルドラインみやぎ、特定非営利活動法人 ベビースマイル石巻、一般社団法人宮城県保育協議会、特定非営利活動法人 メディアージュ、子どもの人権連、東日本大震災子ども支援ネットワーク

### 3 参加者感想（抜粋）

#### 【20代 / 社会人】

例年永田町の議員会館で行われてきた意見交換会ですが、今回は「コロナ禍」での対策もあり宮城県議会での開催に舵を切られたものと思いますが、例年にも増して非常に有意義な会となったと思います。私たちは中学生だった震災時～社会人に至るまでに震災支援を受けた側の当事者として、福祉大 清水先生の研究結果に肉付けするような形で、発表を行いました。資料作成の作業から当日の発表を通して、改めてこの10年の支えと自らの成長、11年目～の今後の立ち位置を確認できました。

子ども支援の現場を知る支援者の皆さまの声も厚みがあり、県の政策に言及し、提案の意見もありました。これまでのように国会議員向けの提言は、政策の根本的な部分に支援を位置づける意味では非常に重要な機会でした。しかし、今回は震災の影響を直接受けた地元の行政に対し声を伝える会となり、まずは地域発できっかけを作ることも重要だと思いました。

#### 【20代 / 社会人】

震災から10年経ち、これまで受けてきた支援を振り返り報告してきました。これまで支援や人との出会いに支えられたことで、さまざまな活動に挑戦し歩んでくることができたと感じています。調査報告からも震災後の支援や居場所がもたらす変化というのは大きなものだと感じました。また支援の充実、居場所の充実は、子どもや若者たちにとって挑戦の場でもあり成長できる場だと思っています。

今回報告した10年で私が受けてきた支援の形が1つの参考となり、今後の子どもや若者たちの新たな支援の形へと繋がればと強く思います。震災10年、節目とも言われる時にこうして報告する機会を頂けたことは、これから10年をどうしていくかを考える機会ともなりました。今後も自身の体験が何かの力になるのであれば、宮城や東北のため協力・活動していきたいです。

### 4 今後に向けて

当時は20代前半の若者2人、支援者3人、行政より3人が対面で参加し、そのほかの参加者298人はYouTube配信を視聴した。これまで震災支援に携わってきた参加者が多かったためか、それぞれが共通の体験を持っているようであつた。それは、子ども・若者と支援者がつどう居場所の重要性である。他者どころか家族にも言えない悩みは、けして押し付けてはなく、必要な時に利用できるような「居場所」が受け皿となり、ひとりひとりが前に進む原動力となっていたのではないだろうか。



# World trends

## Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2022.7~2022.10)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。

### [2022年7月]

#### ■ OECD が新たな「子どもウェルビーイング・ダッシュボード」を開設

OECD（経済協力開発機構）「ウェルビーイング・包摂・持続可能性・機会均等センター」が、7月5日、新たな「子どもウェルビーイング・ダッシュボード」を開設。2021年の報告書「子どものウェルビーイングおよび子ども政策にとって重要な要素の測定」を踏まえたもので、(1) 子どものウェルビーイングのアウトカム（現状）、(2) 子どものウェルビーイングのドライバー（改善につながる可能性がある要素）、(3) 子どものウェルビーイングのための公共政策の3つの観点から計56の指標を設定し、OECD加盟国間の比較を可能にしている。（11月25日投稿）

#### ■ ユニセフなどの国連機関が欧州諸国における子どもの入管収容の実態を調査

IOM（国際移住機関）、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）およびユニセフ（国連児童基金）が、7月5日、欧州諸国における子どもの入管収容の状況について調査した報告書『難民・移住者の子どもの安全と尊厳』を発表。国内法で子どもの入管収容が認められていないのは9か国にすぎず、多くの国（26か国）で退去強制前の子どもの

収容が行なわれているなどの実態を明らかにし、収容に代わる選択肢と適切な養護体制の発展を図るよう各国に勧告した。（11月25日投稿）

#### ■ 韓国政府、子どもに「忘れられる権利」などを保障する方針を表明

韓国政府が、7月11日、個人情報保護委員会、教育部、保健福祉部、女性家族部が合同でとりまとめた「子ども・青少年個人情報保護基本計画」を発表。▽子ども・青少年中心の個人情報保護原則・体系を確立すること、▽個人情報に関する子ども・青少年の権利を強化し、子ども・青少年が自分の権利を理解・行使できるように支援することなどを柱とするもので、とりわけ、子どもに「忘れられる権利」（本人が子ども時代にSNS等で行なった投稿、保護者がSNSに投稿した子ども時代の写真、友人が同意なしに投稿した画像・動画などの削除を要求する権利）を認める方針が打ち出した点に注目が集まっている。（7月26日投稿）

#### ■ 韓国政府、「子ども基本法」制定に向けた連続公開討論会を開始

韓国政府（保健福祉部およびその下部組織である子どもの権利保障院）が、7月14日より、「子ども基本法」（仮称）

の制定に向けた連続公開討論会を開始。討論会は9月1日までの5回にわたり開催され、「未来世代の保護のための子どもの健康権保障の強化」「子どもが享受すべき自由——遊ぶ権利と休む権利」「デジタル社会 子どもの参加と保護の調和」などのテーマを取り上げられる。(7月23日投稿)

### ■国連、武力紛争時の子どもの誘拐に関するガイダンスを発表

子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表とユニセフが、7月18日、武力紛争時の子どもの誘拐に関するガイダンスを発表。国連が武力紛争時の重大な子どもの権利と位置づけている6つの問題——(1) 子どもを殺害する行為／子どもに障害を負わせる行為、(2) 子どもの徴募／兵士としての使用、(3) 子どもに対する性暴力、(4) 誘拐、(5) 学校または病院への攻撃、(6) 子どもを対象とする人道アクセスの否定——のうち、誘拐の問題についてとくに取り上げたもの。(8月2日投稿)

### ■韓国国家人権委員会、児童養護施設の人権状況の改善を勧告

韓国国家人権委員会（人権委）が、7月19日、全国10か所の児童養育（養護）施設の訪問調査の結果を発表。▽子どもや保護者への情報提供が不十分なまま、自治体による子どもの一方的措置が行なわれていること、▽一部の施設で子どもの権利を過度に制限する規則（携帯電話の所持禁止、居室点検・所持品検査、手紙の検閲など）が運用されていること、▽自治体レベルでの人権保護体制が不十分であること、▽保護終了前の自立教育が実効的なものになっておらず、専門性も不足していること、▽新型コロナ禍の影響を受け

ている保護児童への心理的支援などが不足していることなどを認定し、児童養育施設で保護されている子どもの基本権の保障および人権の保護・増進のための法令・制度の改善を保健福祉部長官および関連の自治体首長・教育監に勧告した。(7月22日投稿)

### ■台湾政府、性犯罪等で有罪判決を受けた教職員への対応を厳格化する法律改正案を決定

台湾政府（行政院）が、7月21日、性犯罪等で有罪判決を受けた教職員への対応を厳格化する「教育人員任用条例」の一部改正案を承認。改正案が議会（立法院）で可決されて成立すれば、公立学校の教職員が性犯罪、汚職、生徒に重大な身体的・精神的苦痛を与えるいじめまたは内憂外患関連の犯罪で有罪とされた場合、関連当局の承認を得る必要もなく学校によって直接解雇されるとともに、公立学校で雇用される資格を恒久的に失うことになる。性犯罪が疑われる事案を故意に通報せず、同様の事案の再発を招いてしまった場合も同様。セクシュアルハラスメント、いじめ、または体罰の使用により生徒に精神的・身体的苦痛を与える行為を行なったと認定された教職員も1～4年の再任用禁止処分の対象となる。規定の適用対象は、すべての公立学校の校長、教員、職員およびスポーツコーチ、社会教育機関の専任職員、各級教育行政機関に属する学術研究機関の研究員。保育施設や幼児教育施設における子どもの不適切な取扱いへの対応を強化する目的で行なわれた関連法の改正（2022年6月29日公布）に続く対応。(7月23日投稿)

## ■国連・自由権規約委員会、気候変動対策をめぐってオーストラリアの規約違反を認定

市民的および政治的権利に関する国際規約の実施状況を監督している国連・自由権規約委員会が、7月21日、気候変動の悪影響から先住民族（トレス海峡諸島民）を保護するための措置が不十分であるとしてオーストラリアの規約違反を認定した「見解」を採択（公表は9月22日）。申立人はオーストラリアとパプアニューギニアの間に位置するトレス海峡諸島で暮らす8人の先住民族とその子どもたち6人で、気候変動対策が不十分なために自分たちの生計維持手段、文化および伝統的生活様式に有害な影響が生じているなどと主張していた。委員会はこれらの主張を検討し、オーストラリア政府による不十分な対策は私生活、家族および住居への恣意的干渉を受けない権利（規約17条）や自己の文化を享受する権利（同27条）を侵害するものであると判断。▽申立人らの被害を補償すること、▽ニーズ評価のための協議をトレス海峡諸島民コミュニティと行なうこと、▽これらのコミュニティがそれぞれの島で安全に存続できるようにするための措置をとることなどを勧告した。（9月26日投稿）

## ■ユニセフなどが「気候変動を背景として移動する子どものための指導原則」を発表

ユニセフ、IOM、国連大学などの国連機関が、7月25日、気候変動の影響から避難する目的などで移動する子どもたちの権利を守るための指針を発表。（1）権利を基盤とするアプローチ、（2）子どもの最善の利益、（3）政府等

のアカウンタビリティ、（4）意識啓発および意思決定への参加、（5）家族の一体性、（6）保護、安全および安定、（7）教育、保健ケアおよび社会サービスへのアクセス、（8）差別の禁止、（9）国籍に関わる9つの原則を掲げたもの。（8月2日投稿）

## ■国連総会、清浄・健康的・持続可能な環境に対する権利についての決議を採択

国連総会（第76会期）が、7月28日、コスタリカなどから提出された「清浄、健康的かつ持続可能な環境に対する権利」を人権として認める決議案を採択（賛成161か国、棄権8か国）。国連人権理事会が同じテーマに関する決議（2021年10月）を採択したときは中国・インド・ロシアとともに棄権に回った日本も、今回は賛成票を投じた。（7月29日投稿）

## 【2022年8月】

### ■ザンビア、子どもの体罰禁止条項を含む「子ども法」を採択

アフリカ南部に位置するザンビアが、8月11日に公布した「子ども法」22条で「子どもに対する罰としての体罰は、これを加えてはならない」と規定し、親によるものも含む体罰を全面的に禁止。これにより、世界の体罰全面禁止国は64か国となった。（11月12日投稿）

### ■ユニセフ、地方レベルの「子ども・若者評議会」に関する調査結果を発表

ユニセフが、8月19日、いくつかの国々で設けられている地方レベルの「子ども・若者評議会」に関する研究の結果を発表。『地方レベルでの効果

的な、代表制が確保された、包摂的な子どもも参加』と題する報告書で、11か国で設置されている地方レベルの子ども・若者評議会や学校評議会の運営について調査したもの。「効果的な、代表制が確保された、包摂的な子どもも参加」を確保するためには(a)プロセス、(b)質、(c)参加の水準(level)という3つの側面に目を向けることが必要であるとして、そのあり方について詳しく検討している。また、子ども参加の形態として(1)協議型の参加、(2)協働型の参加、(3)子ども主導型の参加の3つを挙げ、目的に応じていずれの参加形態も適切でありうることを強調。(11月17日投稿)

## ■国連・子どもの権利委員会の第91会期が始まる

8月29日、ジュネーブ（スイス）で国連・子どもの権利委員会の第91会期が開幕。9月23日の4週間で、ウクライナ、ドイツ、ベトナム、フィリピンなど8か国の報告書を審査する。開会会合では、委員会と各国のNGOをつなぐ役割を果たしてきたChild Rights Connectの子どもアドバイザリーチームのメンバーも、ビデオメッセージまたはオンラインで発言した。委員会の開会会合で子どもが発言したのはこれが初めてと思われる。(8月27日・30日投稿)

## 〔2022年9月〕

### ■アイルランド子どもオンブズマン、国連・子どもの権利委員会に提出したレポートを公表

アイルランドの子どもオンブズマン事務所（OCO）が、9月7日、国連・子どもの権利委員会による同国の定期報告書審査に向けて独自に委員会に提

出した2つの報告書を公表。OCOとしての報告書は全65ページで、冒頭で「新たな進展」として3つの問題（子どもの売買・児童買春・児童ポルノに関する選択議定書の未批准／新型コロナ禍と子どもの権利／ウクライナからアイルランドにやってくる子ども）を取り上げたのち、委員会の定期報告書ガイドラインにしたがって43項目の課題を指摘したもの。もうひとつの報告書はOCOとその若者助言委員会を中心となって子どもたちの声をとりまとめた「子どもレポート」（全170ページ）で、オンラインアンケートに寄せられた5千人以上の子どもたちの回答と、200人以上の子どもたちが参加したフォーカスグループ・ディスカッションで出された声をもとに作成された。国連・子どもの権利委員会によるアイルランドの報告書審査は第92会期（2023年1月～2月）に行なわれる予定。(9月29日投稿)

### ■国連総会、「国連ユース（若者）事務所」の設置を決議

国連総会（第76会期）本会議が、9月8日、「国連ユース事務所の設置」に関する決議案を無投票で採択。既存のユース担当国連事務総長特使事務所を統合する形で国連事務局内に設置される予定。決議では、事務所の代表には35歳未満の適格者が望ましいとした。(9月15日投稿)

### ■ニュージーランド教育省、全国共通カリキュラムの見直しで若者の意見を募集

2007年に策定された全国共通カリキュラムの見直しが進められているニュージーランドで、教育省が、見直しプロセスに生徒の意見を反映させる

ため子どもコミッショナー事務所と協力する意向を表明。9月8日ごろ、今後設置する「若者の声グループ」の参加者募集を開始した。対象は15～17歳の若者で、定員は30人。先住民族であるマオリの若者、太平洋諸島民系の若者、難民・庇護・新規移住の経験を持つ若者、障害のある若者などの分科会も設置する予定。(10月28日投稿)

### ■国連・障害者権利委員会、日本の第1回報告書審査に基づく勧告を発表

国連・障害者権利委員会が8月22～23日に日本の第1回報告書を審査し、その結果を踏まえ、9月9日に総括所見を発表。▽「隔離特別教育」に終止符を打つ目的で「良質なインクルーシブ教育に関する国家的行動計画」を採択すること、▽普通学校による障害児の受け入れ拒否を禁止し、また2022年4月27日付文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」を撤回することのほか、▽障害児に普通保育制度を保障すること、▽障害児を体罰・虐待その他の暴力から保護するための措置を強化すること、▽子どもが障害を理由として家族から引き離されることを防止するため、障害児親に適切な援助を与えることなどを勧告。((8月26日・9月10日投稿)

### ■国連・障害者権利委員会、脱施設化に関するガイドラインを発表

国連・障害者権利委員会が、9月9日、「脱施設化についてのガイドライン」を発表。障害者全般について施設措置からの脱却を促すとともに、とにかく子どもとの関連で、「施設措置を障害のある子どもの保護の一形態としてみなすことは、けっしてできない。障

害のある子どもの施設措置（すなわち非家庭的環境への措置）は、その形態を問わず、隔離の一形態であり、有害であり、かつ条約違反である」(パラ12)と断じ、「障害のある子どもについては、子どもの最善の利益にしたがい、家族生活に対する権利の保護を志向して脱施設化を進めることが求められる」(パラ43)などと指摘している。(9月13日投稿)

### ■国際NGO、米国の各州で子どもの権利がどの程度守られているかに関する成績表を発表

国際NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチが、いまなお子どもの権利条約を批准していない米国の各州で子どもの権利がどの程度守られているかを調査し、その結果をまとめたスコアカード（成績表）を9月13日に発表。(a) 児童婚、(b) 体罰、(c) 児童労働、(d) 少年司法の4分野の法律に焦点を当てたもので、各州の状況をA（最高）～F（最低）の6段階で評価したところ、AとBがゼロ、Cが4州のみ、ほとんどはD（26州）またはF（20州）という結果に。たとえば体罰に関しては、子どもに対するすべての体罰を禁止している州はなく、23州はいまなお公立・私立を問わず学校での体罰を容認していることなどがわかった（公立・私立を問わず学校での体罰を禁止したのはニュージャージー州とアイオワ州のみ）。(11月16日投稿)

### ■国連・子どもの権利委員会、「子どもの権利と環境」に関する子どもアンケートの結果を発表

国連・子どもの権利委員会が、9月14日、一般的意見26号（とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環

境）に関する子ども向けオンラインアンケート（2022年3月末～6月末）の結果をまとめた報告書を発表。日本を含む103か国の子どもたち7,416人から回答があり、とくに（1）清潔で健康的な環境、（2）意見を聽かれ、真剣に受けとめられ、環境行動で役割を果たせること、（3）政府、企業およびすべての大人による、明確で透明性のある行動、（4）世界中の国・地域全体の協力、（5）意識啓発と環境教育、（6）可能性のある解決策についてのアイデアを共有するためのスペースの6点についての要求が多かった。委員会はこれらの声も踏まえて第1次草案を作成し、あらためて意見募集を実施する予定。（9月14日投稿）

### ■国連・教育変革サミットで「ユース宣言」が発表される

9月16日、ニューヨークの国連本部で「教育変革サミット」が開幕。初日の「動員デー」はユース（若者）主導の日と位置づけられ、世界中の若者（推定45万人が関与）との協議を踏まえた「ユース宣言」が発表された。宣言は、さまざまな政策立案・意思決定プロセスにおいて長年にわたって若者が排除されてきたことをあらためて指摘し、若者の声に耳を傾けるよう要求するとともに、「完全にアクセシブルで包摂的な教育制度をつくり上げていく私たちの集団的な責任、義務および機会」も強調したうえで、国連加盟国などに対する25項目の具体的な要求を掲げた。（9月17日投稿）

### ■国連・教育変革サミットが終了

9月19日、ニューヨークの国連本部で開催されていた国連・教育変革サミットが閉幕した。閉幕。「指導者デー」

と位置づけられた最終日にはアントニオ・グテレス国連事務総長が「ビジョンステートメント」を発表し、学習者の支援のあり方について、（a）学ぶことを学ぶ（Learn to learn）、（b）共に生きることを学ぶ（Learn to live together）、（c）なすことを学ぶ（Learn to do）、職業的スキルの習得など）、（d）よく生きることを学ぶ（Learn to be）という4つの視点を提示。そのうえで、とくに（1）すべての学習者の発達の支えとなる学習環境を確保する、（2）教員が自己変容して変革の主体となれるようにする、（3）デジタル革命を公教育のために活用する、（4）より多く、より公平に、より効率的に、教育に投資するという4つの側面から教育を変革していくかなければならないと強調した。（9月21日投稿）

### ■韓国国家人権委員会、パーマ・髪染めを禁止する校則の是正を勧告

韓国国家人権委員会が、9月22日、生徒のパーマや髪染めを禁止して違反者に罰を科す校則は生徒の人権を侵害するものであるとして、女子高の校長に校則の見直しを勧告。生徒の頭髪を規制することで逸脱行為などを防止できるというのは「漠然とした推測と期待」を前提としているにすぎないとし、このような規定は生徒・保護者・教員の意見を集約した結果であるという学校側の弁明も、「内容的な面で、憲法および国連・子どもの権利に関する条約などが保障する子どもの権利保護のための実質的な正当性を確保したと断定することは困難である」と述べて退けた。そのうえで、このような規定は憲法10条で保障された生徒の権利（個性を自由に表現する生徒の権利や自己決定権）を過度に制限するものである

として、改正を促したもの。人権委はこのほか、高校の寮における携帯電話の使用制限等について、光州広域市・全羅北道・全羅南道で高校 150 校を対象とする職権調査を実施し、同様に是正を勧告している（8月9日）。（11月28日投稿）

### ■国連・子どもの権利委員会の第91会期が終了

8月29日から開かれていた国連・子どもの権利委員会の第91会期が9月23日に終了した。委員会は今回、通報手続に関する選択議定書に基づいて提出された個人通報について8件の決定を採択し、そのうち5件で条約違反を認定。スペイン領メリリヤ在住の子ども（モロッコ国籍）に対する初等教育へのアクセス保障に関する4件の決定でスペインの条約違反を認定したほか、シリア北部の難民キャンプに収容されているフィンランド国籍の子どもの保護および帰還のために十分な措置をとっていないとして、フィンランドの条約違反も認定した。（9月24日・10月22日投稿）

### ■英国の子ども・若者コミッショナー、「生活費危機」への対応を英国政府・自治政府に要請

英国の各地域に設けられている子ども・若者コミッショナーのうち、イングランドを除く3地域（スコットランド・ウェールズ・北アイルランド）のコミッショナーが9月23日・30日に共同声明を発表し、「生活費危機」が子どもと家庭に及ぼす悪影響を緩和するための対応をとるよう、英国政府と各自治政府に求めた。子どもの権利を確保するために利用可能な資源を最大限に用いる政府の義務（子どもの権利

条約4条）を想起したうえで、△子ども手当を通じて貧困家庭の所得増進を図るとともに、支援を受ける資格がある人々の捕捉率を高めること、△家庭の負担、とくに教育関連および公的機関への債務関連の負担を削減すること、△脆弱な状況に置かれている家庭に焦点化した支援介入を行なうとともに、質が高く過度な金銭的負担のない保育に家庭がアクセスできるようにすることなどを促している。（11月28日投稿）

### ■韓国国家人権委員会、刑事処分可能年齢の引き下げについて反対の意見表明

政府が計画している刑事処分可能年齢の引き下げについて、韓国国家人権委員会（人権委）が9月26日付で「望ましくない」との意見を国会議長と法務部（法務省）長官宛てて表明。刑事責任年齢を実質的に14歳から13歳に引き下げるという政府の刑法・少年法改正提案について、14歳という年齢設定の維持を求めた国連・子どもの権利委員会の勧告（2019年）も引きながら、年齢の引き下げに代わる措置をとるよう提案した。（11月26日投稿）

### ■国連人権機関／専門家、違法な国際養子縁組への対処を各国に要請

子どもの権利委員会をはじめとする国連の人権機関／専門家が、9月29日、違法な国際養子縁組の防止と解消を訴える共同声明を発表。特定の国への言及はないものの、ロシアによるウクライナ侵略を背景として違法な国際養子縁組の急増が懸念されていることなどを念頭に置いたものと思われる。共同声明は、違法な養子縁組がさまざまなく人権（プライバシーおよび家族生活を

保護される権利やアイデンティティに対する権利を含む)を侵害するものであり、犯罪(状況によってはジェノサイドまたは人道に対する罪のような国際法上の重大犯罪)を構成する場合もあることを指摘したうえで、(1)違法な国際養子縁組を防止する義務、(2)違法な国際養子縁組を犯罪化し、捜査する義務、(3)違法な国際養子縁組について救済を提供する義務を遵守するよう、各国に要請。実質的には、違法な国際養子縁組の防止・解消に関するガイドラインと評することができる。(10月25日投稿)

## ■ イングランド子どもコミッショナー、オンラインの安全に関する新たな報告書を発表

イングランド(英国)の子どもコミッショナーが、9月29日、子どもたちにとってのオンラインの安全に関する新たな報告書を発表。2,005人の子どもたち(8~17歳)の声をしたもので、「有害コンテンツ」に接する子どもが依然として多数存在し、子ども自身による通報および通報への対応も十分ではないことなどが明らかになった。コミッショナーは「テック企業による自主規制は功を奏してこなかった」と結論づけ、現在議会に提出されている「オンライン安全法案」への期待を表明している。(11月27日投稿)

### (2022年10月)

## ■ 子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表、国連総会に提出した年次報告書についてオンラインで子どもたちに説明

子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表(ナジャート・マーラ・ムジード氏)が、10月1日、国

連総会第77会期に提出した年次報告書の概要について子どもたちに説明するオンラインイベントを開催。今年の年次報告書では、気候変動が子どもの保護および子どものウェルビーイングに及ぼす影響にとくに焦点が当てられており、イベントにあわせて報告書のチャイルドフレンドリー版も公表された。報告書は、▽気候変動にともなうさまざまな環境危害が「ニューノーマル」(新たな常態)となっていること、▽その影響はすべての子どもに及ぶこと、▽子ども(とくに、もっとも不利な立場に置かれた子どもや沿岸部・村落部などハイリスクで脆弱な環境に暮らしている子ども)は大人よりも気候危機の被害を受けやすいうことなどを指摘し、地球を救うために直ちに行動することの必要性を強調している。(9月27日投稿)

## ■ スコットランド子ども・若者コミッショナー、「子どもの権利影響評価」への子ども参加に関するガイドを発表

英国のスコットランド子ども・若者コミッショナー(CYPSC)事務所が、10月3日、「子どもの権利影響評価(CRIA/CRIE)」に子どもたちの関与を得るためのガイドを発表。CRIAとは法律・政策・予算決定などが子ども・若者に及ぼす可能性のある影響を事前に検討する手続、CRIEとは法律等が実際に子ども・若者に及ぼした影響を事後に検討する手続をいう。『耳を傾ける、関わる、楽しむ』と題するこのガイドは、これらの評価を実施する際のプロセスを示すとともに、実際にCRIAに参加した子どもたちからの提言も掲載したもの。(11月18日投稿)

## ■国連・子どもの権利委員会など、すべての子どもの権利保護を求める共同声明を発表

国連・子どもの権利委員会、子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表、ユニセフおよび国連薬物・犯罪事務所が、「18歳未満のすべての人は子どもである——すべての子どものすべての権利を、すべての場所で、いかなる時にも遵守する」と題する共同声明を10月6日付で発表。とくに武力紛争の状況下における子どもの権利保障の必要性を再確認しながら、「すべての子どもが、差別されることなく、子どもでいられること、安全な、包摂的な、そして配慮のある環境で育ち、学びかつ遊べることならびに尊厳をもって豊かに成長していくこと」を「すべての場所で。いかなる時にも」確保するよう、すべての国に対して求めた。(10月13日投稿)

## ■国連・子どもの権利委員会の委員長が国連総会で報告

国連・子どもの権利委員会の大谷美紀子委員長が、10月7日、国連総会（第77会期）第3委員会で委員会の活動についての報告。世界的に「社会文化的・宗教的多様性や『家族的価値観』のような家父長制的伝統を名目として、権利の保有者としての子どもの地位に疑惑が呈されるようになっていること、また「子どもたちの行為主体性、自律性および参加権は異議申立ての対象となり、縮小され、無視されている」となどについて懸念を表明し、「子どもは親または保護者とは独立に全面的に権利を保有する存在であり、その権利、最善の利益および意見は尊重され

なければならないことを、すべての国が想起する」ことなどを求めた。(10月15日投稿)

## ■子どもの権利委員会と障害者権利委員会、ウクライナの障害児の保護のために緊急の行動をとるよう関係国・機関に要請

国連・子どもの権利委員会と障害者権利委員会が10月7日付で共同声明を発表し、入所施設に措置されていた(いる)ウクライナの障害児を保護するために緊急の行動をとるよう、ウクライナ政府、受入れ国政府および国際機関等に対して要請。入所施設から国内外に避難した障害児および危険な地域に留まつたままの障害児の状況について重大な懸念を表明し、施設にいるウクライナの障害児の死亡、人身取引および虐待のリスクを低減させるために緊急に行動することをすべての主体に対して求めた。(10月26日投稿)

## ■国内避難民の人権に関する国連特別報告者、訪日調査の予備的所見を発表

国内避難民の人権に関する国連特別報告者（セシリア・ヒメネス・ダマリー氏）が、福島第一原発事故によって避難を余儀なくされた人々の人権保障状況に関する訪日調査（9月26日～10月7日）を実施し、10月7日に記者会見を開いて予備的所見を公表。「強制避難者」と「自主避難者」を区別することなくすべての避難者を平等に支援する必要性を強調するとともに、教育との関連では、とくに▽避難者の子どもに対するいじめを監視・根絶するための組織的な取り組みを行なうこと、▽放射線に関する教材に放射線被曝のリスクおよび子どもたちの脆弱性

が正確に反映されるようにすることを促した。正式な報告は2023年6月の国連人権理事会で行なわれる予定。(10月12日投稿)

### ■英国のNGO、社会的養護を受けている子どものウェルビーイングに関する調査結果を発表

社会的養護下にある子ども・若者およびケアリーバーを支援する英国の子どもアドボカシー団体 Coram Voice(コーラムボイス)が、10月7日、社会的養護下にある子どものウェルビーイングに関する報告書『10,000人の声』を発表。同団体が大学研究機関と共同で進めてきた調査研究事業「ブライトスポット」(Bright Spots)プログラムの一環として行なわれた、社会的養護下にある子ども・若者(4~18歳)を対象とする調査で得られた回答を踏まえたもの。社会的養護下にある子ども・若者のウェルビーイング度は、全体としては一般的の子ども・若者よりも高いものの、若者(11~18歳)の年代になると低下することなどが明らかになつた。調査結果を踏まえ、報告書では、△養護下にある子どもたちの意見に耳を傾けること、△子どもたちと協働しながらサービス改善に取り組むこと、△信頼できる人間関係の構築を養護制度の根幹に位置づけること、△さまざまな子ども集団の間にある違いを認識することなどを勧告している。(11月13日投稿)

### ■韓国のNGO、子どもの「休む権利」の保障を求めるキャンペーンを開始

世界各国で子どもの支援・権利保障に取り組んでいる国際NGO「グッドネーバーズ」の韓国組織が、世界メンタルヘルスデーの翌日にあたる10月

11日、子どもたちの「休む権利」推進キャンペーンを開始。「子どもにとって休むことは、健康的なアイデンティティの確立のみならず心理的幸福感を高めることにとっても重要な要素で、子どもの心の健康のために必要不可欠な時間である」などとして、(1) 子どもが十分に休むことができる時間の保障、(2) 子ども・青少年の休息・余暇・文化空間の拡充、(3) 子どもの発達に必要不可欠な休息を確保する教育政策、(4) 子どもの心の健康に対する積極的な予防と治療の4項目を要請している。(10月23日投稿)

### ■ウェールズの子どもコミッショナー、活動の指針とするためのオンラインアンケートを開始

ウェールズ(英国)の子どもコミッショナーが、10月11日ごろ、ウェールズの子どもたちの状況を改善していくための手がかりを得るためのオンラインアンケート「ウェールズのための大きな希望」を開始。子ども・大人を対象として3年ごとに実施されている調査で、その結果は今後3年間の活動計画づくりの参考にされる。子ども・若者(7~18歳;社会的養護を受けている場合には25歳以下)向けの質問は、主に△ウェールズを子ども・若者にとってよりよい場所にする方法についてのアイデア、△幸せだと感じること、△心配だと感じることについて尋ねるもの。今回は新たに2~7歳の子どもを対象とする調査も行なわれており、大人が低年齢の子どもの回答を引き出すためのリソースも用意されている。(10月31日投稿)

## ■スコットランド子ども・若者コミッショナーが年次報告書を発表

スコットランド（英国）の子ども・若者コミッショナーが、10月13日、2021／2022年度（2021年4月～2022年3月）の年次報告書を発表。△子ども・若者参加の推進、△子どもの権利条約の国内法化の推進、△新型コロナ・パンデミック下における子ども・若者の支援の継続、△刑事施設に収容される子どもの権利擁護、△ウクライナ戦争の影響を受けている子どもたちの保護のための活動などについて振り返った。なお、現在コミッショナーを務めているブルース・アダムソン氏は2023年5月に退任するため、これから次期コミッショナー選任のプロセスが開始される。（10月27日投稿）

## ■国連・自由権規約委員会、日本の第7回報告書を審査

国連・自由権規約委員会が、10月13～14日にかけて日本の第7回定期報告書を審査。子どもとの関連では、△婚外子（非嫡出子）差別、△児童相談所による一時保護に関する問題、△親による子どもの奪取、△福島原発事故後の子どもの甲状腺がんの増加、△庇護希望者である子どもの家族からの引き離し、△子どもを含む仮放免者の生活条件（フランス語版のみ）、△母語（琉球語を含む）による教育の保障などの問題が取り上げられた。委員会の総括所見は会期最終日の11月4日までに公表される（注／11月3日夜に公表）。（10月15日投稿）

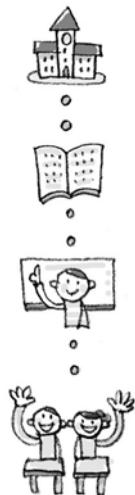
## ■国連・子どもの権利委員会、抗議デモに関連した子どもの権利侵害の停止をイランに要求

国連・子どもの権利委員会が、10月17日、イランで広がる抗議デモに対して当局が強権的な対応をとるなかで生じている子どもの権利の重大な侵害について、イラン政府の対応を強く非難。△少なくとも23人の子ども（11歳男子を含む）が治安部隊によって殺害されたこと、△子どもが学校で逮捕されて成人といっしょに勾留され、なかには拷問行為の対象とされた子どももいるという報告があること、△多くの高校生が報復的な退学処分を受けているという多数の報告があることなどを挙げ、イラン政府に対し、子どもの権利条約をはじめとする国際人権法上の義務、とりわけ「いかなる状況においても生命に対する子どもたちの権利を保護するという基本的義務」を遵守するとともに、「平和的抗議に対する実力行使を停止し、かつ平和的デモに参加している子どもたちを保護する」ことなどを強く促した。（10月18日投稿）

## ■国連人権専門家、女性に対する暴力とDVに関するEU指令案について改善意見を送付

女性・女児に対する暴力に関する特別報告者をはじめとする複数の国連人権専門家が、EU（欧州連合）で現在作成を進めている「女性に対する暴力およびドメスティックバイオレンスとの闘いに関する欧州議会・欧州理事会指令」の提案について、より国際人権基準に合致した内容になるよう見直しを促す連絡文書（10月20日付）をEU代表部に送付。提案を全体としては評価・歓迎しながらも、△暴力の防

止、▽心理的・情緒的暴力、▽監護権決定における親密なパートナー間暴力の問題、▽子どもの保護などの多岐にわたる分野でさらなる対応の強化を求めた。両親の別居・離婚後の監護権や面会交流をめぐる決定においてジェンダーバイアスが見られること、各国の裁判所が父親による虐待に十分な注意を払っていないことなども指摘し、いわゆる「片親疎外」(Parental Alienation)などの概念・用語の濫用を抑制・違法化することを含む対応も促している。(11月23日投稿)





### 活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

### ●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.173

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2022年12月20日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F  
e-mail [kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp)  
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438（子どもの人権連）  
年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円